

太平洋広域漁業調整委員会会長公示第二十七号

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十九号の三の2の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和八年七月二日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 片山 知史

令和八年七月三日から令和八年七月三十一日まで